

議案第34号

北上市下水道条例の一部を改正する条例

北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定の申請） 第8条 前条第1項の指定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。 <u>(1) 住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、定款の写し及び代表者の住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書）</u> <u>(2) 〔略〕</u> <u>(3) 排水設備等の工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の</u>写真、平面図及び付近の見取図 <u>(4) 専属する排水設備工事責任技術者（公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備工事責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）の名簿、当該排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し及び当該排水設備工事責任技術者との雇用関係を証する書類</u>	（指定の申請） 第8条 前条第1項の指定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。 <u>(1) 個人にあっては、住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書</u> <u>(2) 法人にあっては、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に係る前号に掲げる図書</u> <u>(3) 〔略〕</u> <u>(4) 排水設備等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の</u>写真、平面図及び付近の見取図 <u>(5) 選任する排水設備工事責任技術者（公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備工事責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下「責任技術者」という。）の次に掲げる事項を記載した名簿、当該責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し及び当該責任技術者との雇用関係を証する書類</u>

(5) [略]

(6) [略]

2 前条第3項の指定の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、前項第2号、第4号及び第6号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定の基準等)

第9条 市長は、前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めたときは、第7条第1項に規定する指定をしなければならない。

(1) 県内に事業所を有する者であること。

(2) 事業所に専属する排水設備工事責任技術者を1人以上置く者であること。

(3) 事業所に市長が別に定める排水設備等の工事を行うための設備及び器材を有する者であること。

(4) [略]

2 [略]

(指定を受けたことを証する書面の交付等)

第10条 [略]

2 第7条第1項の指定を受けた者は、交付を受けた指定証を

ア 氏名

イ 県内の他の営業所の責任技術者を兼任している場合に

あつては、その兼任の状況

(6) [略]

(7) [略]

2 前条第3項の指定の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、前項第3号、第5号及び第7号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定の基準等)

第9条 市長は、前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めたときは、第7条第1項に規定する指定をしなければならない。

(1) 県内に営業所を有する者であること。

(2) 営業所ごとに責任技術者を選任している者であること。
ただし、県内の他の営業所（前条の規定による申請をした者が有する営業所に限る。）に所属する責任技術者を選任することを妨げない。

(3) 営業所に市長が別に定める排水設備等の工事を行うための設備及び器材を有する者であること。

(4) [略]

2 [略]

(指定を受けたことを証する書面の交付等)

第10条 [略]

2 第7条第1項の指定を受けた者は、交付を受けた指定証を

事業所内の見やすい所に掲げなければならない。

(指定工事店の変更等の届出)

第12条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当したときは、市長が別に定めるところにより、直ちに届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 事業所を移転したとき。

(4) 専属する排水設備工事責任技術者に異動があったとき。

2・3 [略]

(排水設備工事責任技術者の職務等)

第16条 指定工事店に専属する排水設備工事責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1)～(3) [略]

2 排水設備工事責任技術者は、排水設備工事責任技術者証を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを掲示しなければならない。

(排水設備等の工事の検査)

第17条 [略]

2 市長は、前項に規定する排水設備等の検査を行うときは、当該排水設備等の工事を施行した指定工事店に対し、当該指定工事店に専属する排水設備工事責任技術者を当該検査に立ち会わせることを求めることができる。

3 [略]

営業所内の見やすい所に掲げなければならない。

(指定工事店の変更等の届出)

第12条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当したときは、市長が別に定めるところにより、直ちに届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 営業所を移転したとき。

(4) 選任する責任技術者に異動（選任している他の営業所の変更を含む。）があったとき。

2・3 [略]

(責任技術者の職務等)

第16条 指定工事店が選任する責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1)～(3) [略]

2 責任技術者は、排水設備工事責任技術者証を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを掲示しなければならない。

(排水設備等の工事の検査)

第17条 [略]

2 市長は、前項に規定する排水設備等の検査を行うときは、当該排水設備等の工事を施行した指定工事店に対し、当該指定工事店が選任する責任技術者を当該検査に立ち会わせることを求めることができる。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

排水設備指定工事店の指定に係る基準及び手続を改めるほか、所要の改正をしようとするものである。